



高岡市歴史的風致維持向上計画の認定と推進体制について

昨日6月8日、国土交通省において、高岡市が、高岡市歴史的風致維持向上計画（通称：高岡市歴史まちづくり計画）の認定を受けました。

この計画は、平成23年3月29日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき策定し、5月6日付けで同法第5条第1項に基づき主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に認定申請をしていたものです。

今後は、この計画に基づく歴史まちづくりを通して、市民の一人ひとりが高岡の歴史と伝統に誇りと愛着を持って生活し、また、おもてなしの心を持って来訪者に高岡の歴史・伝統・文化を語ることのできる『歴史都市』高岡の確立を目指してまいります。

今後の取り組み

- (1) 歴史都市形成プロジェクトの推進及び計画に基づく施策・事業の進捗を図るため、「歴史まちづくり推進会議」を新たに設置する。

歴史まちづくり推進会議

林副市長をトップとし、関係部局長（経営企画部、産業振興部、建設部、都市整備部、教育委員会）で構成

必要に応じて幹事会を開催（都市整備部長をトップとし、関係部局の課長級職員で構成）

- (2) 本計画の方針に基づく施策・事業に関して、高岡市歴史まちづくり協議会と連絡調整を行いながら、重点的かつ一体的に推進していくとともに、計画変更も適宜行っていく。

- (3) 計画の実施と推進体制（別紙）

計画の実施と推進体制

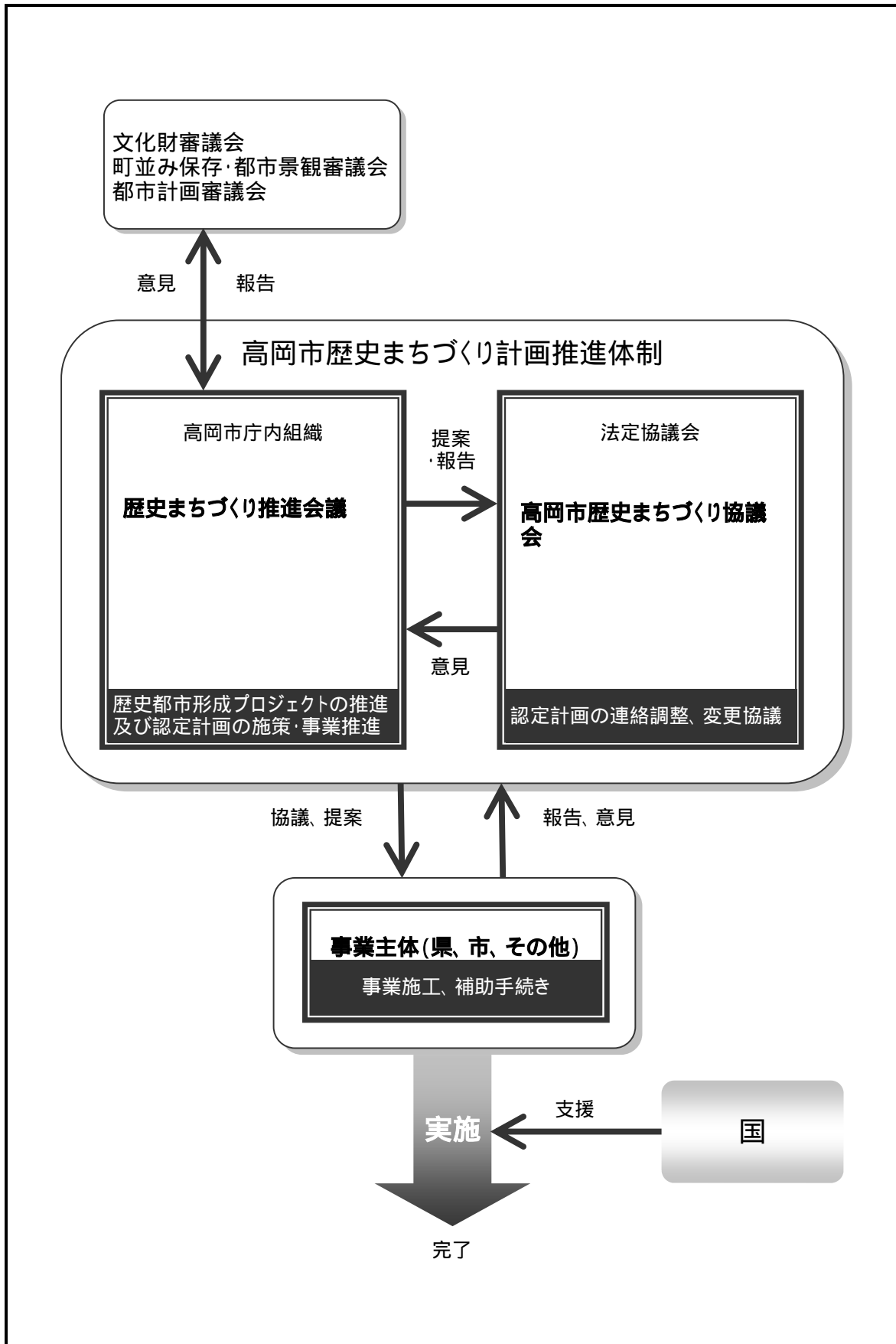


図 実施・推進フロー